

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した重度心身障害者手当受給資格非該当処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 本件審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し令和元年5月15日付けで行った、重度心身障害者手当（以下「重度手当」という。）受給資格非該当処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね以下の理由により、本件処分は違法又は不当であると主張している。

座位を保つことは困難であるが、立位はつかまり立ちが可能と判定されたとのことだが、座位から立位は一連の動作であり、座位が不可能なのに立位が可能という判定はおかしい。医師面談の際につかまった状態なら1分程度の立位保持が可能ということを経請求人から医師に説明したのは確かだが、介助者が両腕を背面にまわして支えてできることである。

左上肢の機能は正常という判定については、確かに現在は左上

肢が機能するものの、事故直後は機能していなかった。一般に障害が固定したといわれる事故後6か月が経過した頃は左上肢も機能していなかったのだから、その頃申請していれば該当になったはずである。

したがって、本件処分は違法・不当である。

#### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して棄却すべきである。

#### 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 2年 3月 16日	諮問
令和 2年 7月 17日	審議（第44回第2部会）
令和 2年 8月 7日	審議（第45回第2部会）

#### 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

##### 1 法令等の定め

- (1) 重度手当の支給要件については、心身に条例別表（別紙1）に定める程度の重度の障害を有することが必要であるとされている（条例2条1項）。そして、重度手当の支給を受けようとする者は、受給資格について処分庁の認定を受けることとされ（条例4条）、その認定手続は、所長が、受給資格の認定要件該当性の判定を経てその結果を処分庁に報告し（条例5条1項、

規則 7 条 1 項及び 2 項)、処分庁は、申請及び上記報告に基づいて受給資格の有無を調査することとされている(規則 8 条 1 項及び 2 項)。

そうすると、請求人の障害の程度が重度手当の支給要件を満たすか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書の添付資料である本件診断書に記載された請求人の状況により、検討して行うのが相当と解される。

- (2) 重度手当の具体的な取扱いを定めた東京都重度心身障害者手当取扱要領(昭和 48 年 8 月 1 日 48 民障福第 425 号民生局長決定。以下「本件要領」という。)によれば、重度手当の支給の対象となる重度心身障害者とは、「心身に重い障害を有し、かつ日常生活において、常時複雑な介護を必要とする者」をいい、一般に重度心身障害者といわれている者(身体障害者手帳 1～2 級、愛の手帳 1～2 度相当者)とは異なり、手帳の診断とは別の観点から特に重いと診断された者をいうとされている(本件要領第 2・3・(1))。

そして、「『常時複雑な介護』とは、日常生活上の諸動作(食事、排泄、移動、着脱衣、その他身辺処理動作)の単純な介助ではなく、家庭内において常に精神的緊張を伴う介護」をいい、「『精神的緊張を伴う介護』とは、障害者の状態になんらかの危険が生じれば、直ちに適切な対処が必要であり、介護者が常に肉体的、精神的に緊張していることが求められる介護」をいうものとされている(本件要領第 2・3・(2))。

また、条例別表三の対象者は、「重度の肢体不自由であつて、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有するもの」であるところ、本件要領第 2・3・(5)によれば、これは、「両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難であり、その障害があ

るために、ほとんど寝たきりと同様の状態であって、身辺処理に関し、全面的に介護者の介助を受けているもので、次のア及びイの状態にある者をいう。」とされ、

ア 「両上肢及び両下肢の機能が失われ」とは、四肢のいずれにも、筋力、関節可動域、運動調整機能などに回復困難な重度の障害があり、その障害があるために、四肢本来の機能を果たすことができず、簡単な身辺処理の用にさえ供することができない状態である。

イ 「座っていることが困難」とは、体幹の筋力、平衡機能などに回復困難な重度の障害があり、物や人の介助がなければ座位を保っていることができない者をいう。

「回復困難な重度の障害」とは、四肢及び体幹の障害が永続し将来にわたって機能が回復することが困難な場合をいう。ただし、医学的治療、訓練や成長等に伴って障害が変化しても、将来にわたって、その障害が条例別表に定める程度の重度の障害であると医学的に判断できる場合を含む。

とされている。

(3) さらに、「東京都重度心身障害者手当における障害要件について（通知）」（平成11年3月18日付10福障在字第1238号東京都福祉局障害福祉部長通知。以下「本件通知」という。）3によれば、条例別表三に関して要領が定める「両上肢及び両下肢の機能が失われ」に関する「重度の障害」とは、「次の(ア)から(イ)のいずれかの状態であるものをいう。

(ア) 四肢の筋力が徒手筋力テスト5点法（かっこ内略）で2以下であり、自らの意思と力では動かすことのできないもの

(イ) 四肢の自動的関節可動域が概ね10度以下であるもの

(ウ) 四肢の不随意運動や失調症などが重度で実用性を全く欠くもの

(エ) 両上肢を手関節以上、両下肢を大腿部の2分の1以上欠いているもの

(オ) 四肢の障害が重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの」

とされ、「簡単な身辺処理の用に供する」（本件要領第2・3・(5)・ア）とは、

「次のような状態をいう。ただし、身体の障害ではなく、意識や精神の障害等により身辺処理ができない場合とは異なる、

(ア) スプーンなどを保持して食事動作ができる。

(イ) 寝返り、起き上がりができる。

(ウ) 上肢を使って移動できる。

(エ) 介助すれば立位、歩行ができる。」

とされ、条例別表三に関して要領が定める「座っていることが困難」に関する「重度の障害」とは、

「次の(ア)及び(イ)のいずれもの状態であるものをいう。

(ア) 背もたれやシートベルトあるいは人的介助などがなければ、体幹を直立位に保持できないもの

(イ) 座位はイス座、正座、横座り、長座及びあぐらなどいかなる方法でも座位を保持できないもの」

とされている。

(4) なお、本件要領及び本件通知は、条例の解釈、運用の指針として一定の合理性を有するものと認められる。

2 これを本件について、以下検討する。

(1) 本件申請書において、請求人の障害の状況は、条例別表三に該当する旨記載されているので、請求人の障害の程度が、同別表三に該当するものか否かについて、以下検討する。

本件診断書によれば、請求人は、両上肢について、「両上肢とも機能が失われているものとは認められない」と、両下肢について、「両下肢とも機能が失われているものとは認められない」と、坐位について、「坐っていることが困難であると認める」との診断がなされている。

そこで、まず、坐位の状況についてみると、本件診断書の「肢体不自由についての所見」欄には「W/C可能（背もたれ、肘掛け要す）端坐位は倒れてしまい不可能 他も不可能」と記載されていることから、請求人は、「坐っていることが困難である状態」（本件要領第2・3・(5)・イ）にあると認められる。

しかし、両下肢の状況についてみると、上記所見欄には、「両短下肢装具（SLB） 睡眠 入浴時以外常時装着 つかまり立ち1分間くらい可能もそれ以上は不可能 歩行不可能」と記載されていることから、両下肢の機能が失われている状態にあると認めることはできない（本件要領第2・3・(5)・ア）。

また、両上肢の状態についてみると、上記所見欄には、「右上肢機能全廃 左上肢：機能ほぼ正常に近く実用に供している 食事（箸 自助具 スプーン等にて）摂取可能 水分は柄付カップ（プラスチック）にて飲水可能 歯みがきもペーストをつけてもらえば自分で磨くこと可能 左肩拳上、肘屈伸回内外可手関節も背拳屈、橈尺屈可能 握力①23kg ②24kg 書字訓練中」と記載されていることから、両上肢の機能については、左上肢の機能は失われている状態にあると認めることはできない（本件要領第2・3・(5)・ア）。

以上のことからすると、請求人の障害の状態は、「四肢のいずれにも、筋力、関節可動域、運動調整機能などに回復困難な重度の障害があり、その障害があるために、四肢本来の機能を果たすことができず、簡単な身辺処理の用にさえ供することが

できない状態」として、「両上肢及び両下肢の機能が失われ」た状態（本件要領第2・3・(5)・ア）にあると認めることは困難である。そうすると、請求人は、本件要領第2・3・(5)のア及びイの状態にある者と認められない。

(2) よって、請求人は、条例別表三の「重度の肢体不自由であって、両上肢及び両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有するもの」には該当しないと認められることから、重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であり、これと同旨の結論を採る本件処分に、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人は、第3のとおり主張する。

しかし、上記1のとおり、重度手当の受給要件を満たすか否かの判断は、本件申請書及び本件判定書に反映された本件診断書の記載内容に基づいてなされるべきものであって、これらの記載内容からすれば、請求人が重度手当の受給資格を有しないものと判断するのが相当であることは上記2のとおりであるから、請求人の主張は理由がないというほかない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

近藤ルミ子、山口卓男、山本未来

別紙 1 及び別紙 2 (略)